

# レジャーホテル経営における「節税関連」あれこれ

ささき税務会計事務所 所長 佐々木康貴氏

今号は、レジャーホテル経営における節税関連について紹介します。

## 【6月からの負担増あれこれ】

今年6月から定額減税が実施されましたが、診療報酬、年金支給額や電気料金などは負担増となります。

医師等の技術料等に当たる診療報酬の本体部分が0.88%上がります。窓口での自己負担が3割の人は初診料で27円、再診料で12円の負担増です。入院基本料など診療に関する医療費も上がるようです。

年金は、年度ごとに支給額が改定されるため、6月からは前年度比で2.7%引き上げられます。ただ、将来の年金の給付水準を確保するため物価や賃金の伸びよりも低く抑えられており、実質的に目減りするようです。

大手電力10社と都市ガス大手4社の6月請求分(5月使用分)の電気・ガス料金は、政府の補助金が半減するため、全社で前月より値上がりします。電気料金は平均的な家庭で月額357円から585円値上がりし、補助金が終了する7月はさらに上昇するようです。

森林整備などを目的とする「森林環境税」が、納税者1人につき年1,000円を住民税へ上乘せした形で徴収されます。ただし、定額減税の実施に伴い、6月の住民税が0円となる人は7月から徴収されます。対象者は約6,000万人に上り、年約600億円と見込まれる税収は市区町村と都道府県に配分されます。

## 【「人となり」を確かめる 納税証明書】

銀行に借入れを申し込むと、「納税証

明書」の提出を求められます。納税額や所得金額のほか、未納の税金がないことも証明してくれる書類です。金融機関としては「税金の滞納がある人にお金は貸せない」ということで、融資相手の「人となり」を知るための情報請求といえます。

納税証明書は、①納付税額等、②所得金額(個人は申告所得税にかかる所得金額、法人は法人税にかかる所得金額)、③未納の税額がない、④滞納処分を受けたことがないという、4つの情報を証明してくれます。交付手続きは、所轄税務署に納税証明書交付請求書を提出します。本人(法人の場合は代表者)が持参しなくても、委任状を持った代理人でも、郵送でも構いません。

## 【社用と私用の境界線】

プロ野球・巨人の坂本勇人選手は、銀座のクラブの飲食費などを経費として申告したところ税務調査で否認され、約1億円の申告漏れを国税当局に指摘されました。

坂本選手は毎年の確定申告で、高級クラブなどでの飲食費を必要経費として計上し、その額は直近5年間で総額約1億円に上ります。当局はこれらの支出を、野球選手として収入を得るために必要な支出と認めず、否認しました。坂本選手側は、「これまで飲食費として認められてきた」と反論し、速やかに修正に応じる姿勢をみせなかったといえます。

税法や通達、過去の採決事例をみると、経費として認められる費用とは、「客観的に見て業務と直接の関連性を有し、かつ、業務遂行上通常必要な支

出」を言います。これらを「客観性」「直接性」「通常性」「必要性」の4要件と呼ぶこともあります。坂本選手の場合、夜の飲み代が野球選手の業務に直接関係なく、また業務遂行上通常必要な支出と見なせないと、国税当局が判断したようです。

## （経費になるかどうかの境目）

経費の境界線が厳密に引かれているわけでもなく、業種や地位などでも変わるため、その判断は難しいところです。業務に必要なだと経費計上した支出を「プライベートの出費だ」と否認された経験は、多くの経営者もあると思います。税務調査でも、経営者が私的な支出を経費計上していないかは、必ずチェックされるポイントです。ただし、業務に必要な支出であれば、経費として主張することに引け目を感じる必要はありません。有名な2000年の「フェラーリ審判」では、走行距離などで仕事での使用を証明し、2,700万円のフェラーリの購入費用が経費として認められています。

重要なのは、説得力のある説明です。クルーザーや別荘を取引先の接待や従業員の福利厚生目的で会社が所有することがありますが、社長個人での購入とみなされると、維持費用などの関連支出は社長の給与となってしまいます。実際に社長や親族以外の人も利用しているなら、利用規定を作成したり、利用実績報告書の記載を徹底して証拠を残し、税務署に疑問を抱かせないようにすべきです。社用車も、車庫証明を取得する際に保管場所を社長宅にすると、税務署に「社長個人の車ではないか」と不審を抱



## PROFILE

ささき税務会計事務所 所長 佐々木康貴氏

税理士/ファイナンシャルプランナー  
日本レジャーホテル協会 賛助会員  
1971年生まれ。24歳で会計事務所に入所し、13年勤務した後に東京・青山に開業。20年以上にわたり数多くのレジャーホテルの経営・経理をサポートしてきた経験、実績から、業界独自の事業構造を熟知しており、包括的な経営アドバイスを展開。主な著書(共著)として、「社長の節税と資産づくりがまるごと分かる本」(あさ出版)。  
<http://sasaki-taxoffice.com/>

かれる恐れがあります。他にも事業性の有無について疑いをかけられるリスクがあるのは「社員数が少ないのに社用車の保有台数が多い」「嗜好性の高い改造をしている」といった状況です。証明するには運転日報を残しておきたいところですが、その際にも記載内容と走行距離にずれがないか注意すべきです。

飲食費を経費にするには、領収書とともに、仕事に関係する同席者がいた事実を残しておけば、説得力のある証拠となります。キャバクラやスナックでの支払いであっても、本当に仕事に必要な支出だと説明できるなら、経費で落とすのを諦める必要はありません。

ある国税OB税理士によれば「事業に使っているか否かのギリギリのラインは税務署も事実認定が難しく、説明に一応の筋が通っていれば基本的に深掘りされない。調査の現場では、弁が立つ経営者と、自信なさげに説明する経営者とは、調査官が下す結果が異なることもある」とのことです。事業に使っている証拠をきちんと残し、堂々と経費性を説明できるようにしておきたいですね。

## （経費の主張が通った例）

### ① 社長が工場で食べる弁当代

塗装業の一人会社。繊細な商品を扱い、工場から離れるのが困難であったため工場での昼食代を経費計上。税務調査官は「理由はよくわかるが、上司が何と言うか」と否認したい様子だったが、「こんな環境で仕事して、時間も限られたなかで頑張っているのに、それを否認してなんぼの修正額になるんだ。本人もやる気なくすぞ」と粘ったところ、認めら

れた。

### ② 社長兼会社の風呂場修理

社長の自宅の風呂場の修理代で、「社員もたまに使う」という理由から半額を経費計上。税務調査でも認められた。顧問税理士は調査時のやり取りについて「従業員に調査官が『シャワーを使っていますか』と質問しところ、1人の従業員が『はいありがたく使わせてもらってます』と元気な声で返答した。これが決め手になったようだ」と振り返る。

## 【節税スキーム規制】

### （タワマン節税）

タワマンマンションの階数や築年数などを基に相続評価額を補正し、高層階であるほど評価額を引き上げる新ルールが今年1月1日にスタートしました。マンションは階数が変わっても住戸面積が同じなら評価額は変わらないという固定資産税の仕組みを利用し、実売価格との乖離に着目して相続税額を引き下げます。「タワマン節税」の効果を縮減するものです。現金を不動産に換えて評価額を押し下げられる点は今後も変わりませんが、節税効果が大きく低下したことで資産家らに衝撃を与えたようです。

### （その他の節税スキーム）

過去を振り返ると、数々の節税スキームが流行しては、当局に規制されるという歴史が繰り返されてきました。

近年では「コインランドリー節税」が規制されました。これは、利益が多く出た年にコインランドリー事業へ多額の投資をした上で、中小企業投資促進税制などの税優遇を適用し、その投資額を損

金化する手法。受けられる優遇自体は税の繰り延べにすぎませんが、それを利益が多く出た年に組み合わせて相殺し、トータルの法人税負担を大きく減らすスキームとして人気でした。しかし、23年度税制改正によって、中小企業投資促進税制から「コインランドリー業を除外する」と名指しで規制されました。

また、前年には、ドローンを大量購入して一括損金にした上で、リースして利回りを稼ぐ通称「ドローン節税」が規制されています。30万円未満の償却資産について全額を取得年度の損金にできる「少額減価償却資産の損金算入の特例」を活用するものです。本業で予想外の利益が出て法人税負担が大きくなる年に、30万円未満のドローンを複数台購入して全額を損金化。その上で購入したドローンを操縦教育スクールや、空中撮影事業者に一括リースし、数年かけてレンタル収入を得た後、最終的にはドローンそのものを売却して利益を得るという手法です。22年度税制改正では、ドローン節税に加えて、似た仕組みを使って税負担を減らす「足場節税」や「LED節税」も同時に規制されました。

\*

特定分野の商品や不動産に投資して税負担を減らすスキームは過去にも多く存在し、法の抜け穴をついていると判断されれば当局に規制されるという流れを繰り返してきました。将来的には、流行前にスキームの仕組みを当局が把握し、そもそも流行らせないという「後の先」(後から動いて先手を取る)による規制がスタンダードになるかもしれません(納税新聞から引用)。